平成２２年（フ）第３２９号
川崎市川崎区日ノ出１丁目11番７号　幸田マンション204
債務者　上田まり子（旧姓内田）
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
川崎市川崎区日進町10番地５　初音荘110、前住所川崎市幸区塚越４丁目351番地　誠ビル102
債務者　市橋　正則
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
静岡県富士市岩本215番地の１
債務者　鈴木　義信
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１０３号
静岡県富士市岩本215番地の１
債務者　鈴木　菊子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１０４号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１　市営粟倉住宅Ｂ棟21号、前住所静岡県富士宮市東阿幸地382番地
債務者　百瀬　　勝
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２６号
静岡県富士市中之郷3779番地の31、前住所静岡県富士市中之郷1279番地の９
債務者　藤田みね子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２７０号
川崎市中原区丸子通２丁目682番地　ハイツラジェステ301
債務者　黒川　栄子（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
川崎市宮前区有馬３丁目12番13号
債務者　藤原理枝子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
川崎市高津区明津92番地　ＣＯＡＣＨ．Ｓ―301
債務者　前田　一美
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
川崎市川崎区池田１丁目10番２―801号　ライオンズマンション第７
債務者　浜　　正博
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目16番16号　メゾン梨花Ⅱ―204
債務者　齋藤　隆洋
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
川崎市多摩区東三田２丁目７番１号
債務者　西谷　　彰
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
川崎市高津区久末1778番地１クレストフォルム日吉レインボーヒルＰ213、前住所川崎市宮前区神木本町５丁目16番13号
債務者　御調　直美（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
川崎市多摩区宿河原２丁目36番２―101号　ミツモリコーポ
債務者　和田　春子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係